令和８年６月４日
第７回介護保険運営協議会
資料３（議題３関係）
（事前配布資料）

東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について

１　改正時期

令和８年第２回市議会定例会に上程し、令和８年７月１日施行

２　改正内容

第13条（令和８年度の保険料の減免に関する特例）を追加する。

３　改正主旨

「介護保険法施行令」の改正及び「東久留米市介護保険条例」の改正（令和８年４月１日施行）に伴い、令和８年度の介護保険料率に係る特例を整備したが、国において、令和７年度の住民税非課税者が、労働調整（年間約１０万円以内で勤務を増や）した場合の範囲内であれば令和８年度も介護保険料の算定基準において「非課税」となる特例減免を可能とすることとされ、申請によらずシステム上の対応のみで特例減免措置することも可能とされた事に伴い、申請によらない減免手続きの規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正する。

４　対象者（影響のある者）

令和７年度における住民税が非課税であり、令和７年度税制改正の範囲内（年間約１０万円以内）で令和７年中の給与収入が増加した者及びその世帯員

５　影響例

令和７年度は住民税非課税で、介護保険料段階が３段階であり、税制改正の範囲内で労働を増やし給与収入が増加した場合に、介護保険料算定時に税制改正の適用を受けない場合（介護保険施行令）には、本人課税、世帯員が課税世帯となることとなるが、給与収入が税制改正の範囲内であれば、特例減免として、税制改正の適用を受け、保険料段階は、本人は非課税、他の世帯員に課税されている者がいなければ、世帯員全員が非課税世帯算定となる。

保険料段階	対象となる方		保険料率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金※1受給者で住民税非課税世帯の方、住民税非課税世帯で前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額※3」が80万9千円以下の方		基準額 × 0.250 (0.420)	17,700円 (29,700円)
第2段階	住民税非課税世帯で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が	80万9千円超120万円以下の方	基準額 × 0.350 (0.550)	24,700円 (38,900円)
第3段階		120万円超の方	基準額 × 0.650 (0.655)	46,000円 (46,300円)
第4段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税、かつ前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が	80万9千円以下の方	基準額 × 0.800	56,600円
第5段階		80万9千円超の方	基準額 × 1.000	70,800円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額※2が	120万円未満の方	基準額 × 1.080	76,400円
第7段階		120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.260	89,200円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.395	98,700円
第9段階		320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.635	115,700円
第10段階		420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.760	124,600円
第11段階		520万円以上620万円未満の方	基準額 × 1.985	140,500円
第12段階		620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.095	148,300円
第13段階		720万円以上 1,000万円未満の方	基準額 × 2.134	151,000円
第14段階		1,000万円以上 2,000万円未満の方	基準額 × 2.295	162,400円
第15段階		2,000万円以上の方	基準額 × 2.338	165,500円